

発表事項

- 1 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の施行に伴う
社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更等
 - ア 社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更
 - イ 医療機関等情報化補助業務関係業務方法書の策定
 - ウ 医療機関等情報化補助関係特別会計規程の基本的事項の策定
 - エ 令和元事業年度医療機関等情報化補助関係特別会計予算、事業計画及び資金計画の策定

2 社会保険診療報酬支払基金退職者医療関係業務方法書の一部変更

- 3 令和元年台風19号に伴う被災医療機関等の概算請求に係る確定状況等
- 4 令和元年10月審査分の審査状況
- 5 令和元年12月審査分の特別審査委員会取扱状況
- 6 令和元年度第8期（11月）分の後期高齢者支援金等収納状況

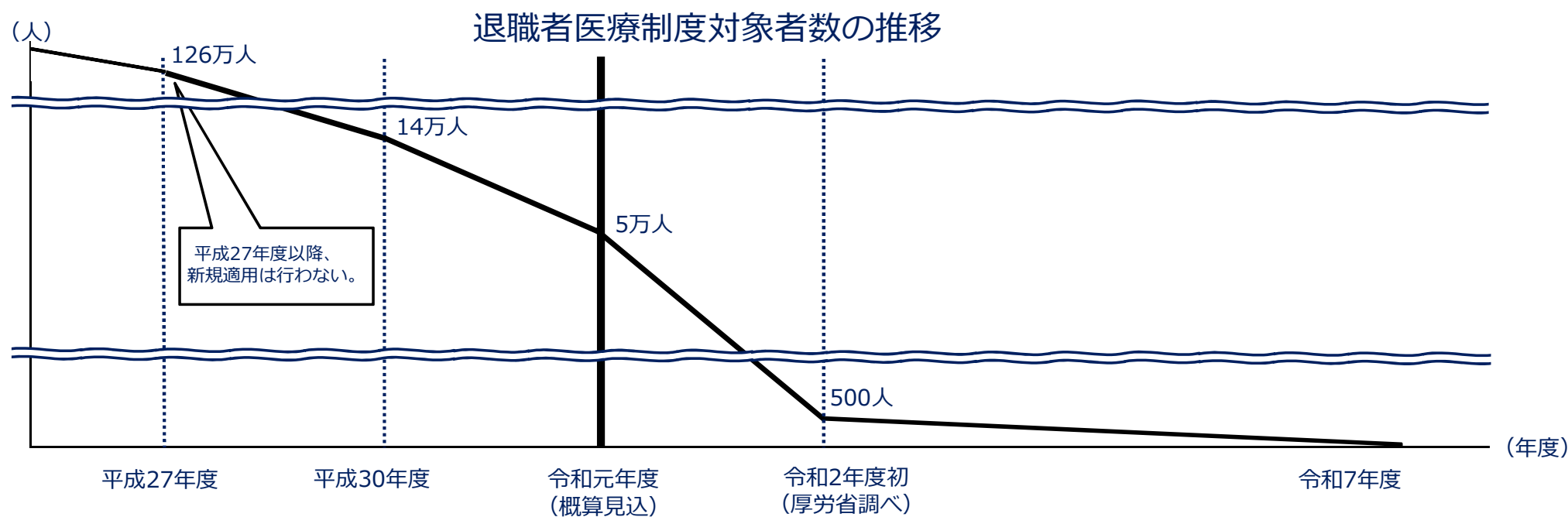
社会保険診療報酬支払基金退職者医療関係業務方法書の一部変更

退職者医療関係業務方法書の変更理由

退職者医療制度は、勤めていた会社などを退職し、被用者保険の被保険者から国民健康保険等の被保険者となった「退職被保険者」及び「その被扶養者」に係る保険給付費等の費用を被用者保険全体で拠出することにより、被用者保険と国民健康保険等の費用負担を調整するための制度で、昭和59年10月に施行された。

平成20年度の「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、同制度は経過措置として位置づけられ、対象者は平成26年度までに新規に適用された65歳までの者とされた。

令和2年度には、一部の共済組合が支給する退職共済年金に係る特例の繰上支給要件を満たす対象者のみとなり対象者が激減することから、業務処理を簡素化することとし、これに合わせて業務方法書を変更する。



平成26年度 60歳 → 65歳

特例による退職共済年金受給者 → 65歳

社会保険診療報酬支払基金退職者医療関係業務方法書の一部変更

業務処理の変更内容及び変更箇所

保険者からの拠出金徴収業務 年12回（毎月5日）⇒年1回（5月10日）

- 第4条第2項及び第3項（拠出金の徴収及び納付）
- 第6条第1項から第3項（拠出金の額の決定・通知等）

都道府県への交付金交付業務 年12回（毎月15日）⇒年1回（5月15日）

交付金額の変更の廃止（都道府県からの申請を除く）

- 第15条第2項（概算交付）
- 第17条第1項から第4項（概算交付金の額の決定・通知等）
- 第18条第2項（交付金の額の確定等）